

土地の所在 高松市西山崎町字本郷 988-1、989-1、990-1、990-3、991-1、991-2、1024-1、1025-1、1025-3、1025-4及び地先市道・農道・水路

土地利用計画図

変更後

用途白地地域(特定用途制限地域): 一般・環境保全型(東側)、幹線沿道Ⅱ型(西側)
 予定建築物の用途: 一戸建ての住宅

開発許可
年月日

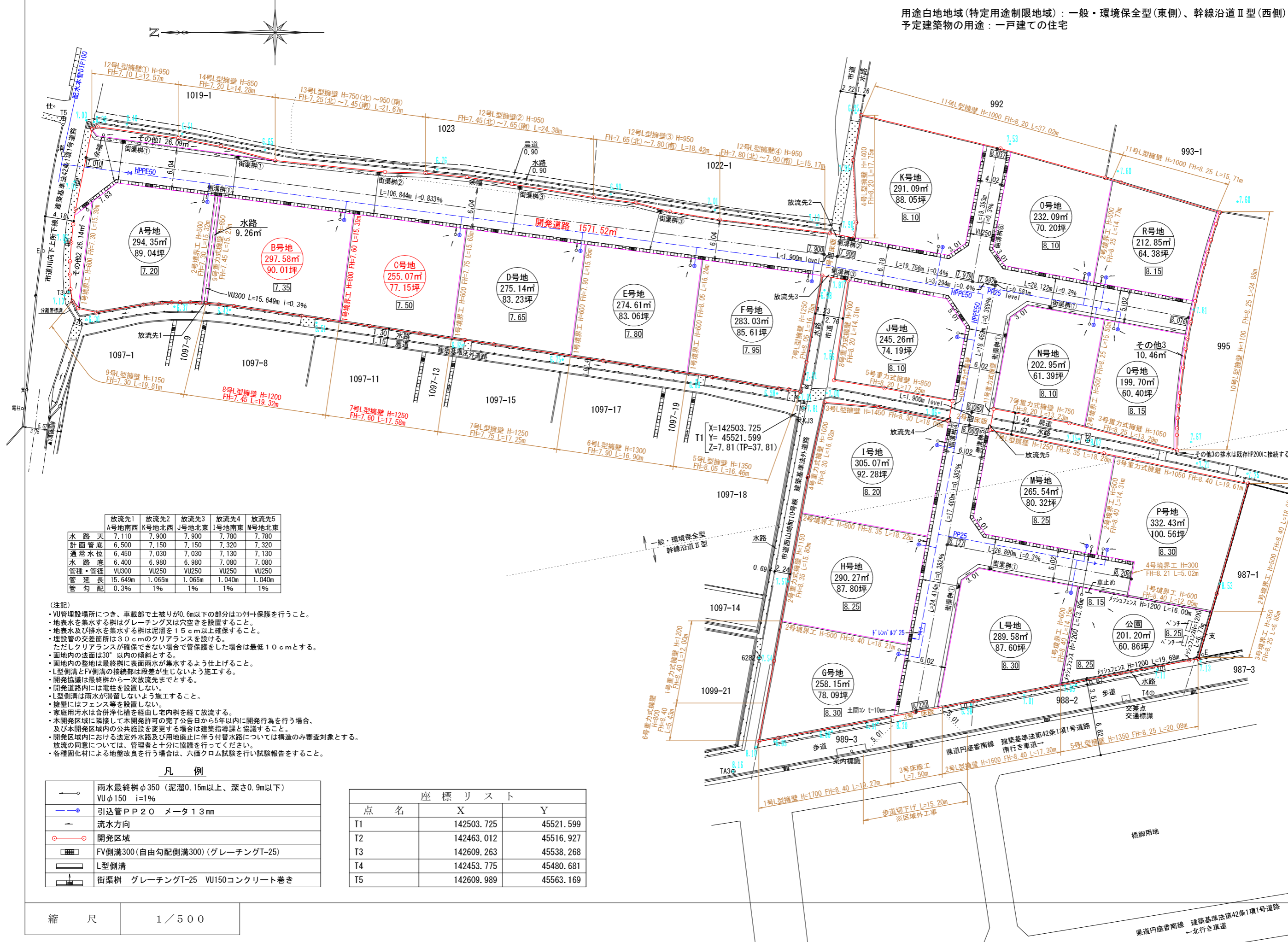
第 令和 年 月 日
号 日

申請者

株式会社アルファード
代表取締役 七條政志

作成者
住所・氏名

高松市伏石町二七四番地一五
行政書士 松澤人史



	放流先1	放流先2	放流先3	放流先4	放流先5
	A号地南西	K号地北西	J号地北東	I号地南東	M号地北東
水路 天	7.110	7.900	7.900	7.780	7.780
計画管底	6.500	7.150	7.150	7.320	7.320
通常水位	6.450	7.030	7.030	7.130	7.130
水路底	6.400	6.980	6.980	7.080	7.080
管種・管径	VU300	VU250	VU250	VU250	VU250
管延長	15.649m	1.065m	1.065m	1.040m	1.040m
管勾配	0.3%	1%	1%	1%	1%

- (注記)
- VU管理設場所につき、車載部で土被りが0.6m以下の部分はコンクリート保護を行うこと。
 - 地表水を集水する樹はグレーチング又は穴空きを設置すること。
 - 地表水及び排水を集水する樹は泥溜を15cm以上確保すること。
 - 埋設管の交差箇所は30cmのクリアランスを設ける。
 - ただしクリアランスが確保できない場合で管保護をした場合は最低10cmとする。
 - 面地内の法面は30°以内の傾斜とする。
 - 面地内の整地は最終樹に表面雨水が集水するよう仕上げる。
 - L型側溝とFV側溝の接続部は段差が生じないように施工する。
 - 開発協議は最終樹から一次放流先までとする。
 - 開発区域内には電柱を設置しない。
 - L型側溝は雨水が滞留しないよう施工すること。
 - 擁壁にはフェンス等を設置しない。
 - 家庭用汚水は合併浄化槽を経由し宅内樹を経て放流する。
 - 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日から5年以内に開発行為を行う場合、及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は建築指導課と協議すること。
 - 開発区域内における法定外水路及び用地廃止に伴う付替水路については構造のみ審査対象とする。
 - 放流の同意については、管理者と十分に協議を行ってください。
 - 各種固化材による地盤改良を行う場合は、六価クロム試験を行い試験報告をすること。

凡例

	雨水最終樹φ350(泥溜0.15m以上、深さ0.9m以下) VUφ150 i=1%
	引込管PP200 メータ13mm
	流水方向
	開発区域
	FV側溝300(自由勾配側溝300)(グレーチングT-25)
	L型側溝
	街渠樹 グレーチングT-25 VU150コンクリート巻き

座標リスト		
点名	X	Y
T1	142503.725	45521.599
T2	142463.012	45516.927
T3	142609.263	45538.268
T4	142453.775	45480.681
T5	142609.989	45563.169

縮尺 1/500

県道内産香南線 建築基準法第42条1項1号道路
 北行き車道